

みやざきDX推進モデル企業創出事業に係る業務委託企画提案競技実施要領

1 業務の名称

令和8年度みやざきDX推進モデル企業創出事業に係る業務委託

2 業務の内容

「令和8年度みやざきDX推進モデル企業創出事業に係る業務委託仕様書」のとおり

3 契約上限額

19,911,760円（消費税及び地方消費税を含む）
なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

5 企画提案競技参加資格

次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていない者
- (5) 法令違反等による処分が継続していない者
- (6) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱に基づく指名停止を受けていない者
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (8) 県税に未納がない者
- (9) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 公告 | 令和8年4月15日（水） |
| (2) 事前説明会参加申込書の提出締切 | 令和8年4月20日（月）正午 |
| (3) 事前説明会 | 令和8年4月22日（水） |
| (4) 質問等の締切 | 令和8年4月27日（月）正午 |
| (5) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和8年5月7日（木）正午 |
| (6) 企画提案書の提出締切 | 令和8年5月14日（木）正午 |
| (7) プレゼンテーション（ヒアリング） | 令和8年5月19日（火） |
| (8) 審査結果の通知 | 令和8年5月22日（金）までに通知する |

8 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会参加申込書の提出 ※希望者のみ

- ① 提出期限：令和8年4月20日（月）正午まで（必着）
- ② 提出方法：事前説明会参加申込書（別紙1）に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。

(2) 質問書の提出 ※希望者のみ

- ① 提出期限：令和8年4月27日（月）正午まで（必着）
- ② 提出方法：質問書（別紙2）に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。
- ③ 回答は、原則として質問受付日から3日以内（土日・祝日は除く。）に質問者へ電子メールで送付する。また、必要があれば、参加申込者全員に電子メールで送付することとする。

(3) 参加申込み

企画提案競技への参加を希望する者は、令和8年5月7日（木）正午（必着）までに、企画提案競技参加申込書（別紙3）を電子メールにて提出すること。

(4) 企画書等提出期限

① 提出書類及び部数

(ア) 企画提案書 【6部（正本1部、副本5部）】

A4版の任意様式とし、仕様書及び別添の審査基準表に従って作成すること。
両面印刷の場合は長辺閉じとし、ファイリングが困難となる装丁を行わないこと。
なお、提案は1社1案とする。

(イ) 見積書（様式任意）【6部（正本1部、副本5部）】

一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

(ウ) 誓約書（別紙4）【1部】

(エ) 企画提案競技参加団体の概要 【1部】

下記の内容を記載し、A4版にまとめること。

- (i) 参加者の基本情報（名称、所在地、代表者名）
- (ii) 担当者（職氏名、連絡先（電話、FAX、電子メール）

(オ) その他の書類（任意） 【6部】

- (i) 法人概要や事業の実施に関して参考となる資料
- (ii) 類似業務の履行実績（直近2年以内）

② 提出期限：令和8年5月14日（木）正午まで（必着）

- ③ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）
提出書類については、電子データでも下記11に送付すること。

(5) プレゼンテーション

① 審査方法

オンライン（Teams）によるプレゼンテーション審査とする。

② 内容

企画書及びプレゼンテーション内容を総合的に審査の上、契約締結候補者を決定する。

③ 審査日

令和8年5月19日（火）

④ 時間

各提案者のプレゼンテーション時間は、説明20分と質疑応答10分の計30分以内とする。

⑤ その他

- ・ プレゼンテーション順は、原則として企画書の受付順とし、時間については、別途通知する。

- ・ プレゼンテーション開始1時間前に接続テストを行うこととする。
- ・ Web 会議ツールが何らかの原因で使用できず、審査が困難となった場合、別途日時を指定して実施する。
- ・ 採用された企画書は、協議の上、変更することがある。

(6) 選定方法

複数の審査委員において提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。なお、審査基準は「審査基準表」による。

(7) 審査結果の通知

審査結果については採択・不採択に関わらず、令和8年5月22日（金）までに参加者へ通知する。

(8) 次のいずれかに該当する場合には、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき。
- ② 提案書を期限までに提出しないとき。
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき。
- ④ 虚偽の記載、その他不正な行為があったと認められるとき。
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき。
- ⑥ 2つ以上の企画提案を行ったとき。
- ⑦ ①から⑥に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

(9) (8)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知する。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 問合せ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県総合政策部 産業政策課 産業デジタル担当
TEL 0985-26-7682
E-mail sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

cc に enokizono-takahiro@pref.miyazaki.lg.jp も追加してください。

※電子メールをお送りいただく際、

件名に【みやざきDX推進モデル企業創出事業】〇〇（社名）を必ず記載してください。